

(仮 称) 今 金 せ た な 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 5 月

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

(白紙のページ)

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧回数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

(白紙のページ)

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年3月1日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]

令和6年3月1日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（函館版）（朝刊）

※令和6年3月16日（土）～3月17日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

② 広報による公告 [別紙2参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報いまかね2月号
- ・広報いまかね3月号
- ・広報せたな3月号
- ・広報やくも2月号
- ・広報やくも3月号

③ インターネットによるお知らせ [別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
- ・当社ウェブサイト

④ チラシによるお知らせ [別紙4参照]

以下の地区にチラシを全戸配布した。

- ・今金町
金原、鈴金
- ・せたな町
北檜山区栄、北檜山区若松、北檜山区富里
- ・八雲町
上八雲

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年3月16日（土）13時00分より
- ・開催場所：ペコレラ学舎（北海道二海郡八雲町上八雲 296-1）
- ・来場者数：13名

- ・開催日時：令和6年3月17日（日）13時00分より
- ・開催場所：若松基幹集落センター（北海道久遠郡せたな町北檜山区若松 513-1）
- ・来場者数：16名

- ・開催日時：3月17日（日）18時00分より
- ・開催場所：金原基幹集落センター（北海道瀬棚郡今金町鈴金 197-7）
- ・来場者数：5名

- ※別途、地域住民向けの説明会を実施した。
- ・開催日時：3月18日（月）13時30分より
- ・開催場所：日進寿の家（北海道瀬棚郡今金町日進 261-5）
- ・来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月1日（金）から令和6年4月15日（月）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は6通、意見総数は21件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は21件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	<p>八雲町では「他の地域に類を見ない」存在として、「オオワシを町の鳥」に指定していますので、オオワシの移動経路に建設される発電用風車建設は、調査期間や調査地点においても不備があり、とうてい現況の当該地の自然環境を把握することなど不可能で、たとえ、どんなに科学的な手法を講じた調査をしたとしても、現実に山形県鶴岡市で、御社が建設した発電用風車がクマタカを叩き殺した事例がある以上は、「町の鳥オオワシ」のバードストライクのリスクは避けられないことは明らかであり、よって、発電用風車の建設は町民として受入れ難く、「(仮称)今金せたな風力発電事業計画」は現段階で中止されることを求めます。</p> <p>オオワシ、オジロワシ、クマタカ、オオタカ、ハチクマ、ハイタカ、ハヤブサ、などの猛禽類、さらにはオオハクチョウ、マガモなどのガンカモ類、クマゲラやエゾフクロウなどキツツキ類やフクロウ類などの他にも、タンチョウやイヌワシなど、多くの野鳥が移動に利用し、また、繁殖に利用している当該地は、まさに、バードストライクのリスク度は極めて高く、野鳥たちの危険地帯となりますので、当該地での発電用風車建設は不適切です。以上の理由から、現段階で中止されることを求め、「(仮称)今金せたな環境影響評価方法書」に対する意見とします。</p>	<p>風力発電の事業特性を鑑みた場合、鳥類への影響は懸念されるところです。そのことも踏まえ、方法書にお示ししたとおり、鳥類に関しては一般鳥類の調査のほか、希少猛禽類の生息状況調査や渡り鳥の移動経路調査といった、鳥類に特化した様々な調査を実施してまいります。これらの調査結果を踏まえ、オオワシも含めた鳥類への影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。</p>

(意見書 2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	<p>1. 道路の拡幅、山の掘削、施設整備による山林の開削等で発生する泥水の影響について、水環境に係る環境影響調査では、濁水そのものについての影響の視点しか無く、最も重要な濁水に伴って河床に堆積する砂礫・微細砂・シルト分が河川環境を改変するという重大かつ深刻な影響を与えることについて、環境影響調査の項目には無い。従って、泥水の河川環境へ与える影響についての調査には不備があると指摘する。濁水は一過性の現象として軽視し、河川環境保全意識に欠けている。また、細流・湿地等に関わる水循環の保全についての意識にも欠けたものとなっている。</p>	<p>濁水の流出対策として沈砂池を設置いたします。この沈砂池は、工事中等に発生した降雨濁水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が河川に到達する可能性は小さいと考えております。</p> <p>また、沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査結果より地形などを考慮して、確認できた常時水流までの距離を確保できるように設置個所を検討いたします。さらに、沈砂池の流末排水口付近には「布団かご」を設置し、枝条散布により濁水抑制の対策を施します。</p>

		<p>今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。</p>
<p>3</p>	<p>2. 北海道と本州に連なる渡島半島部は多くの渡り鳥が渡りの目標としやすい地形であり、重要な渡りのルートとなっており、かつ、陸地の上空という安全な渡りのルートでもある。さらには、日進峠周辺は渡島半島の山脈の一つの切れ目に位置し、風が通り抜ける場所でもあり、この風を多くの渡り鳥が移動に利用している。それに加え、日進峠を挟んで、せたな町と今金町にまたがる後志利別川や太櫓川があり、八雲町側には遊楽部川があり、いずれの河川もサケ、サクラマス、ウグイなど、多くの魚種が産卵遡上するし、その他の魚類が多数生息している河川であることから、これらの河川の魚類を索餌する目的でオオワシ、オジロワシ、クマタカなど多くの猛禽類やオオハクチョウやマガモなどのガンカモ類が飛来し、かつ、生息地帯であり、繁殖地ともなっているし、日進峠周辺を越えて、これらの河川間を往き来している。</p> <p>猛禽類やガンカモ類などの多くの野鳥の移動経路や生息地帯・繁殖地になっているこの地の真っ只中に発電用風車を建設することはどんなに科学的な調査を行ったとしても、渡り鳥が移動経路や採餌目的の経路や生活の場として利用している以上は、バードストライクを回避することなど不可能なことだ。</p> <p>また、日進峠（広域含む）周辺は森林施業の他は人が入ることがほとんどない場所であるがゆえ、多くの獣や鳥類が生息、繁殖しながら生活している。</p> <p>国の天然記念物のクマゲラも生息、繁殖しているし、クマタカ、オオタカ、ハチクマ、ハイタカ、ハヤブサなどの猛禽類の生息・繁殖地でもある。</p> <p>御社による発電用風車で、クマタカがたたき殺された山形県鶴岡市と同様に、この地に発電用風車を建設すれば、バードストライクによる文化財の戦損（惨殺）、また、多くの鳥類が惨殺されることが現実のものとなる。</p> <p>また、バードストライクを「回避または低減する」という言葉があるが、クマゲラ1羽、オオワシ1羽くらいなら、発電用風車の羽でたたき殺してもよいというのであろうか、国の天然記念物であり、国際保護鳥を保全しようという意識はみじんすらも感じられない実に軽率で乱暴な見解が示されている。この渡島半島の稜線周辺に係る他事業は、御社の発電用風車24機に加え、御社が八雲町内15機、他企業が51機もあり、合計すれば90機もの発電用風車が半島部に林立するように建設される計画なのに、累計的影響についての環境影響に対する調査等は具体性に欠けており、不明瞭な対応となっている。</p> <p>八雲町ではオオワシを「地域外に訴求力があるもの」として、町議会の承認を得て、町民総意として「八雲町の鳥」に指定しており、この八雲町を象徴するオオワシが発電用風車の羽によってたたき殺される可能性が濃厚な当該建設計画は不適切である。</p>	<p>風力発電の事業特性を鑑みた場合、鳥類への影響は懸念されるところです。そのことも踏まえ、方法書にお示ししたとおり、鳥類に関しては一般鳥類の調査のほか、希少猛禽類の生息状況調査や渡り鳥の移動経路調査といった、鳥類に特化した様々な調査を実施してまいります。これらの調査結果を踏まえ、オオワシ、オジロワシ、クマタカをはじめとした鳥類への影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。</p>

	<p>なによりも、環境調査を行って建設された山形県鶴岡市の御社の発電用風車がクマタカをたたき殺した事例がある以上は、当該環境調査の不備を証明するものに他ならない。</p> <p>よって、「(仮称) 今金せたな風力発電事業」は現段階で中止して、撤退していただきたい旨を添え、「(仮称) 今金せたな環境影響評価方法書」に対する意見として提出します。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(意見書 3)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
4	<p>保全生物学（主に猛禽類の生態、ランドスケープエコロジー）を専攻している専門家として、意見を申し上げる。</p> <p>当該地は、南北に走っている大櫓川とパンケオイチャヌンベ川の間には挟まれた丘陵地である。200m ならずの標高であるが、小さな沢が無数に切れ込んでおり、それを通じて東西の平野部に水源として供給されている。二次林と自然林が広域に残されており、低標高でありながら自然度が高い貴重なエリアと言える。</p> <p>既存文献ではノスリ、ハチクマ、クマタカ、オオタカ、ハイタカなどの猛禽類の生息は確認されていないことになっているが、地形、植生、土地利用等からみると、それらの猛禽類の生息の可能性が高いと思われるため、十分な生息調査を行うべきである。また、クマゲラについても生息確認のための調査を実施すべきである。</p> <p>既存文献では、多くの鳥類の渡りのルートとはなっていないそうだが、渡島半島から日本海側を通過するルート上になっている可能性が極めて高い。しかも当該地は両側を南北に走る河川と平野部があり、丘陵自体も低標高であるため、多くの渡り鳥の渡りルートとなっている可能性がある。しかし現在、多くの環境アセスメントの調査で実施されている渡り鳥に関する調査では、渡りルートを特定することはほぼ不可能であるし、費用対効果を考えると、このための調査を踏襲してもほとんど意味がないと考えられる。</p> <p>そこで、もっと重要な調査を実施されることを提案する。その調査とは、当該地域に生息すると考えられる、クマタカ、オオタカ、ハチクマ、ノスリなどの猛禽類に GPS 送信機を装着し、最低 2 繁殖期における行動追跡を行うことである。</p> <p>これにより、当該地域に生息する猛禽類の環境利用がわかり、風力発電施設を建設することに対する影響評価をより正確に把握することができる。捕獲調査等の方法については、北海道猛禽類研究会等のメンバーに相談されたし。</p>	<p>クマタカ、オオタカ等の希少猛禽類に関しては、方法書に記載したとおり、希少猛禽類に着目した調査を実施いたします。また、クマゲラについて生息可能性があることを踏まえ、適切に調査を実施してまいります。加えて、渡り鳥の移動経路に関する調査についても実施してまいります。これらの調査結果を踏まえ、鳥類への影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。</p> <p>なお、GPS 送信機を装着する点については、個体へ与える影響も大きいことから、現時点では実施しない予定ですが、今後の調査結果等も踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>

(意見書 4)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
5	<p>以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。</p> <p>■土砂流出防備保安林</p>	<p>土砂流出防備保安林について、土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないこ</p>

	本事業では、せたな町と今金町の境界線付近に風車が設置される予定です。この境界線のせたな町側は土砂流出防備保安林に指定されています。土壌維持機能の低下が危惧されます。この範囲の樹木の伐採や土地の変更を避けてください。	とが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、できる限り変更を避けるよう検討を行います。土砂流出防備保安林内での計画が必要な場合は、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。
6	■土石流危険渓流 上金原橋付近に流れ込む沢の上流部は土石流危険渓流に指定されています。この範囲の樹木の伐採や土地の変更を避けてください。	出来る限り土石流危険渓流での伐採や変更を避けるよう検討を行います。やむを得ず伐採や変更が必要となった場合は、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。
7	■砂防指定地 パンケオイチャヌンペ川の上流部は広く砂防指定地に指定されています。この範囲の樹木の伐採や土地の変更を避けてください。	出来る限り砂防指定地での伐採や変更を避けるよう検討を行います。やむを得ず伐採や変更が必要となった場合は、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。
8	■水源涵養保安林 パンケオイチャヌンペ川の源流部は国有林内の水源涵養保安林です。この範囲の樹木の伐採や土地の変更をできるだけ避けてください。	水源涵養保安林は、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、できる限り伐採や変更を避けるよう検討を行います。水源涵養保安林内での計画が必要な場合は関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。

(意見書 5)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
9	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道上磯郡知内町で計画されている（仮称）今金せたな風力発電事業（事業者：ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社、最大 103, 200kW 程度、基数：24 基程度）の環境影響評価方法書（作成委託事業者：日本気象協会）に関する意見を述べる。 4. 保護林への影響を配慮した計画にすべき 環境配慮書段階では、林野庁北海道森林管理局が設置した若松トドマツ希少個体群保護林を事業実施想定区域に含めていたが、本環境影響評価方法書では、対象事業実施区域から外し、一定程度の環境配慮を行った。しかし風力発電機の設置予定範囲は当保護林と隣接しており、当保護林への影響を強く懸念する。当保護林はブナ帯に立地するトドマツ林の南限地帯で、温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群である。2021 年度に林野庁により実施された保護林のモニタリングによると、胸高直径 30cm 以上のトドマツとブナの針広混交林で大径木が多いとされる。 同保護林直上の尾根部の林縁を伐採し切土および盛土を行う可能性のある当計画は、当保護林の森林環境を大きく変化させる恐れがあり、保護林機能の喪失につながる恐れがある。このようなことから、同保護林の隣接地域を対象事業実施区域から除外すべきである。	今後の環境調査、予測、評価及び設計を基に森林管理署や専門家との協議を踏まえて影響を回避できる離隔を設定し、保護林への影響回避について検討いたします。現時点では保護林周辺も変更の可能性があるので対象事業実施区域に含めておりますが、協議を踏まえ検討した離隔を事業計画に反映してまいります。
10	2. 夜間の渡り鳥の調査を詳細に行うべき 環境省自然環境局野生生物課の「平成 29 年度鳥類の渡り」レートに関する調査及びセンシティブティマップ作成等委託業務報告書（2018）によると、対象事業実施区域上空は秋期の渡り鳥の夜間の渡りのルートである可能性が示されている。このようなことから複数地点で夜間にサ	夜間の渡りについて、サーマルカメラやサーマルスコープなどの暗視機器による調査では観察範囲が狭くなることから、夜間の広域の渡り鳥の利用頻度の把握は難しいと考えております。一方で、対象事業実施区域周辺は台地上に牧草地など水平に視野が取れる場所が存在していることから、方法書に記載のとおりレーダー調査

<p>一マルスコープやサーマルカメラを用いて詳細に調査を行うべきである。 渡りの時期は年変動も大きいことから、通常的环境影響評価の調査よりも期間を長めに設ける必要がある。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>を実施し、対象事業実施区域及びその周囲の渡り鳥の飛翔頻度の把握に努めてまいります。渡りの時期については年変動があることも踏まえ、得られた結果に応じて調査を追加する等、適切に影響評価が行えるよう、順応的に調査をおこなってまいります。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(意見書 6)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
11	<p>1. 基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、本方法書では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、またすべての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 ・このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。 ・環境の保全の見地から事業の中止を求めます。 	<p>事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査・予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘をふまえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言をふまえながら、現地調査において状況の把握に努めます。</p>
12	<p>2. 意見書の提出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 ・インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書の印刷およびダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会においても公開するように要望しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メールでの受付の場合、現時点では弊社のセキュリティの都合で意見書が受領できない可能性がございますので、意見書を提出される皆様には大変申し訳ございませんが、投函や郵送という方法を取らせていただいております。 ・アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。また広く住民の皆様からのご意見をいただくためには、縦覧図書を印刷できる状態として事業者から一方的に確認をお願いする以上に、環境影響評価の中で定められている法定の説明会、地区単位での個別の説明会などを通して、専門的な図書の内容を丁寧かつ分かりやすく説明させていただいた方が、住民の皆様への理解促進につながり、広く意見をいただけるものと考えております。今後も地域の皆様に関心をもっていただくこと、積極的に意見をいただきたいことを踏まえて、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催いたします。
13	<p>3. 生物、植物への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域に隣接する北側の区域は、センシティブティマップでは注意喚起レベルA3であり、重要種であるチュウヒ・オジロワシ・クマタカ・オオワシの生息地です。また、南側に隣接する区域は、センシティブティマップで注意喚起レベルB・Cとなっており、重要種であるオジロワシ・クマタカの生息地です。このような重要種が生息する地域において、事業を進 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲にはクマタカやオジロワシ、オオワシが生息している可能性も踏まえ、方法書に記載したとおり希少猛禽類の生息状況を把握する調査を実施することとしました。現地調査結果を踏まえ、希少猛禽類への影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。

	<p>めるべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域の北側は絶滅危惧植物であるネムロコウホネ・エゾナミキソウの群生地です。日本には約 7,000 種類の植物が自生しており、そのうち約 2,900 種類が日本だけに分布する固有植物です。しかし、そのうち 1,690 種類が絶滅危惧植物となっており、貴重な日本産植物のうち、4 種類に 1 種類が絶滅の危機に瀕しているといわれています。絶滅危惧植物を増やす原因でもある土地の改変を伴う事業計画においては、そのような区域を除外すべきです。 ・通算 21 回にわたり「清流日本一」(令和 3 年調査結果)に輝いている後志利別川には、サクラマスやイワナ、アユ、サケ、ヤツメウナギ、ハナカジカ等が生息しており、エルモンヒラタカゲロウやアカマダラカゲロウなど、きれいな水を好む魚や昆虫が生息しています。風車の設置や搬入道路の拡大・掘削により、後志利別川やその支流に濁水が流出することで、水棲生物や魚類への悪影響が危惧されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による重要な植物への影響を回避又は極力低減するため、現地調査を実施して重要な種の生育位置等を把握し、その結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に事業計画を検討してまいります。 ・工事に伴う濁水影響に関しては、別途森林法に定められた許認可に基づいて、自治体等関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮した上で、適切に事業計画を策定してまいります。
14	<p>4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 0.5km とあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、12 月の北見市議会定例会において、風車騒音の苦情が報告されています。 ・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km 圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。 	<p>騒音・超低周波音の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。最寄り住宅付近でも現地調査を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。騒音・超低周波音の調査・予測は、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施いたします。また、現地調査結果を踏まえた予測及び評価の結果や審査等を踏まえ、事後調査の実施を検討いたします。</p>
15	<p>5. 景観に対する影響評価手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。該当地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。 	<p>風力発電機の見え方に関しては、平成 29 年に「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業 (既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1)」において、風力発電機の写真を用いて同様の研究がされており、準備書においてはこの知見も参考とし、適切に評価いたします。水平視野については、準備書において客観的な予測結果をお示しいたします。なお、複数の建造物の群としての広がりや評価する知見や指標はありませんが、フォトモンタージュにより風車が複数並んでいる景観についてお示しし、経済産業省や北海道の審査プロセスを通して評価されるだけでなく、住民の皆様から積極的に意見をいただけるように、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催する方針です。環境影響評価の手続きにある意見書や説明会の中でいただいたご意見については、地域の皆様との話し合いを通して、事業</p>

		計画への反映を検討させていただきます。
16	6. 専門家等からの意見概要について ・様々なジャンルの専門家より意見聴取を行っていますが、氏名や所属が記載されていません。環境影響評価法に準じた公的書類であることから、個人情報の保護という認識ではなく透明性を図るためにも、準備書以降においては公表すべきです。	環境影響評価手続きにおける透明性の向上の観点から、専門家の専門分野および所属機関の属性（大学等）を明らかにしております。ただし、ヒアリングに応じていただいた方が特定されると、多くの意見がその方に寄せられ、混乱を生じさせる事態が想定されるため、個人が特定されないよう氏名等については掲載しておりません。
17	7. 累積的影響の評価について ・事業実施想定区域と重複する形で、(仮称) JRE 今金せたな風力発電事業(4,300kW 程度、30 基程度)と、(仮称) 今金風力発電事業(4,200 6,100kW、最大 51 基)の配慮書が終了しています。さらに周辺でも風力発電計画があり、この一帯においてはあまりにも多くの風車が乱立することにより累積的影響が懸念されます。アセスにおいては、単独事業の評価のみであることから、各事業者と連携をとるべきで、そのようなことが行われないのであれば、事業の中止を検討すべきです。	事業区域が重複している(仮称)今金せたな風力発電事業について、事業の進捗に応じて適宜、調整を実施するよう努めてまいります。準備書においては、(仮称)今金せたな風力発電事業について、風力発電機の配置及び機種に関する情報が得られた場合には、累積的影響の予測を実施し、本事業においては景観への影響を極力低減するよう努めてまいります。
18	8. 国有林内での計画について ・風車建設予定地は大部分が国有林内であり、土砂流出防備保安林・水源かん養保安林です。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域であり、植生自然度 9 の自然林が含まれていることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。	保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。 また、植生自然度 9 の自然林においても、専門家等の助言をふまえながら、現地調査において状況を把握し、環境影響を回避、低減できるよう検討いたします。
19	9. 協議会について ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	環境影響評価の中では、事業者から専門家への確認だけではなく、環境調査結果を踏まえ、北海道の審議会ですら事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされているか審査を受けるといったプロセスや、経済産業省主催の顧問会で有識者から、調査手法や調査結果、予測評価の妥当性について指導・助言頂き、どのように事業計画に反映すべきか審議頂くプロセスがございます。このため、事業者が一方向的に調査の方法を決定し、環境影響について評価するというだけではなく、調査結果などについては審査プロセスを通して是々非々で判断されるものと認識しております。一方で審査プロセスだけではなく、住民の皆様から積極的に意見をいただけるように、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催する方針です。環境影響評価の手続きにある意見書や説明会の中でいただいたご意見については、地域の皆様との話し合いを通して、事業計画への反映を検討させていただきます。話し合いの場は関係者や関係自治体と相談の上、適宜開催させていただきます。
20	10. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うこと	今後も、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催しながら、地域の皆様との話し合いを通して、頂いたご意見については、事業計画への適切な反映を検討してまいります。

	が必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。	
21	11. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。	今後、環境影響評価の手続きが進み、影響予測の不確実性が生じるなど事後調査の必要性が生じた場合、準備書にその実施内容を記載いたします。

○日刊新聞紙における公告

令和6年3月1日（金）北海道新聞（函館版）（朝刊）

<p>一、環境影響評価法に基づき、お知らせをいたします。 環境影響評価法に 事業者の氏名 所在地 事業の名称 種類 規模</p>	<p>二、対象事業の名称 規程 種類 規模</p>	<p>三、対象事業を実施する区域 北海道 釧路市 釧路区 釧路町 釧路市 釧路区 釧路町</p>	<p>四、環境影響を受ける区域 北海道 釧路市 釧路区 釧路町 釧路市 釧路区 釧路町</p>	<p>五、縦覧の場所・時間 北海道 釧路市 釧路区 釧路町 釧路市 釧路区 釧路町</p>	<p>六、環境影響評価書の提出 環境影響評価書の提出 環境影響評価書の提出 環境影響評価書の提出 環境影響評価書の提出 環境影響評価書の提出 環境影響評価書の提出</p>	<p>七、住所 住所 住所 住所 住所 住所 住所</p>	<p>八、お問い合わせ先 お問い合わせ先 お問い合わせ先 お問い合わせ先 お問い合わせ先 お問い合わせ先 お問い合わせ先</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○広報による「お知らせ」

広報いまかね (令和 6 年 2 月号 No. 781)

行政情報

町税の滞納処分を強化しています

税金を滞納されている方には、段階的に催告を行っています。催告後、期日までに納税相談等がない方や、財産があると判断されるのに納付しない方など、悪質と判断される場合には、財産の差押えや自動車タイヤロック等を執行します。

また、令和 3 年 4 月以降に課税された町税の滞納金を完全徴収しています。納期限を過ぎて納税された場合、税額に加えて滞納金を納付いただきます。

○滞納金の率・・・納期限の翌日から納税日まで8.7%（納期限翌日から1か月の日までは、2.4%）
 なお、上記の率は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間です。※令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間も同様の率となります。

令和 5 年中の滞納金計算式

$$\begin{aligned} & (\text{本税未納金額}) \times (\text{納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数}) \times 2.4\% + 365 \\ & + (\text{本税未納金額} \times (\text{納期限の翌日から1か月を経過した日から納付した日までの日数}) \times 8.7\% + 365 \end{aligned}$$

○計算例・・・町・道民税第2期（納期限 8 月 31 日）本税未納額 77,000 円を 11 月 16 日に納税した場合
 (1) 最初の 1 か月（9 月 1 日から 9 月 30 日まで）

$$\text{延滞金} \cdot \cdot \cdot 77,000 \text{円} \times 30 \text{日} \times 2.4\% + 365 = (\text{約}) 151 \text{円}$$

（延滞金に 1 円未満の端数が生じるときは切り捨てます。）

(2) 1 か月を超える期間（10 月 1 日から納付日の 11 月 16 日まで）

$$\text{延滞金} \cdot \cdot \cdot 77,000 \text{円} \times 47 \text{日} \times 8.7\% + 365 = (\text{約}) 862 \text{円}$$

$$\text{延滞金総額} \cdot \cdot \cdot (1) 151 \text{円} + (2) 862 \text{円} = 1,013 \text{円} \Rightarrow 1,000 \text{円が加算されます。}$$

（※100円未満切り捨て）



【問合せ】 税務住民課 課税収納グループ ☎82-0111

(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書縦覧のお知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

- ①事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
- 代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
- 事務所の所在地 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号六本木ヒルズノースタワー 15 階
- ②対象事業の名称 (仮称) 今金せたな風力発電事業
- 種類 風力発電所設置事業（陸上）
- 規模 発電設備出力：10万3,200キロワット程度 基数：24基程度
- ③対象事業実施区域 北海道今金町、せたな町、八雲町
- ④環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道今金町、せたな町、八雲町
- ⑤縦覧の場所・時間 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課、今金町役場、せたな町役場本庁、せたな町役場瀬棚支所、せたな町役場大成支所、八雲町役場
- ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁・開館時間のみ
- 電子縦覧 <https://www.jre.co.jp/news/>（縦覧開始日から令和6年3月31日（日）まで）
- <https://www.eneos-re.com/news/>（令和6年4月1日（月）以降）*eneosとreの間はハイフンです。
- 期 間 令和 6 年 3 月 1 日（金） から 令和 6 年 4 月 1 日（月） まで

⑥意見書の提出
 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和 6 年 4 月 15 日（月）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

⑦問い合わせ先
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 〒106-0032 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号六本木ヒルズノースタワー 15 階
 ☎03(6455)4900（担当） 關根 高木 安東
 住民説明会は 3 月に開催予定です。詳細な情報につきましては来月号にてお知らせ予定です。
 ※令和 6 年 4 月 1 日をもって商号(社名)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となります。

【問合せ】 未来創生推進室 ☎82-0111

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
 電話連絡による予約をお願いします。

広報いまかね 2024 年 2 月号



今月の特集
行政情報
各種情報
まちの話題
情報かわら版
まちの行事予定
学びの道標へ

(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書縦覧に伴う住民説明会の開催について

広報いまかね令和6年2月号で掲載した標記縦覧に伴う住民説明会を下記の日程で開催いたします。

①事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社*
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久

- ②住民説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1)ペコレラ学舎 (北海道二世郡八雲町上八雲296-1)
令和6年3月16日(土) 13時より
 - (2)若松基幹集落センター (北海道久遠郡せたな町北檜山区若松513-1)
令和6年3月17日(日) 13時より
 - (3)金原基幹集落センター (北海道瀬棚郡今金町鈴金197-7)
令和6年3月17日(日) 18時より



③問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社*
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー 15階
☎03(6455)4900 (担当) 關根 高木 安東
※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となります。

【問合せ】未来創生推進室 ☎ 82-0111

地域おこし協力隊 角谷、本田、矢原の

『いまかね日誌』

皆さんこんにちは、地域おこし協力隊の角谷です。
このたび、私事にはなりますが3月をもって地域おこし協力隊を退任いたします。大学時代から今金町の方々には大変お世話になりました。
地域おこし協力隊着任当初から「少しでも多くの人に今金町を知って貰う」ことを目標に活動をしてきました。イベントの先々で「今金町知ってるよ!」といただけた機会が増えたり、インスタグラムのフォロワー数が700人以上増えたりとこの目標に近づけたのではないかと思います。じゃがいもが好きな私にとって今金町は天国のような場所でした。この場所を離れるのは少しさびしさがありますが、これまで培ったものを活かしていきます。
地域おこし協力隊として約4年間、今金町の方々には大変お世話になりました。本当にありがとうございました!

こんにちは。協力隊の本田です。
この度、地域おこし協力隊としての3年の任期を終えることとなりました。任期中、支えてくださった皆様に心から感謝申し上げます。ふるさと今金町で協力隊として活動できたことは大変光栄なことであり、任期中はたくさんの出会いと貴重な経験を得ることが出来ました。
4月からは、今金町商工会で勤めることが決まりましたので、地域の発展に貢献できるよう一生懸命努めてまいります。今後も地域おこし活動の一翼を担う皆様に、心からの応援と成功をお祈り申し上げます。
最後になりますが、私を協力隊として受け入れてくださり、貴重な経験と温かいご支援をくださいました今金町に心から感謝いたします。3年間、ありがとうございました。

InstagramのID→@imakanetiikiokoshi (地域おこし協力隊 角谷、本田)

今月の特集

行政情報

各種情報

まちの話題

情報かわら版

まちな行事予定

学びの道標へ

（仮称）今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書（公告）

環境影響評価法に基づき、「（仮称）今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社※
 代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
 主たる事務所の所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階

■対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称：（仮称）今金せたな風力発電事業
 対象事業の種類：風力発電所設置事業（陸上）
 発電設備出力：103,200kW程度
 基 数：24基程度

■対象事業実施区域／環境影響を受ける範囲であると認められる地域

北海道せたな町、今金町、八雲町

■縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所：せたな町役場本庁、瀬棚支所、大成支所
 縦覧の期間：令和6年3月1日（金）～4月1日（月）（土・日、祝日を除く開庁時）
 電子縦覧：<https://www.jre.co.jp/news/>（縦覧開始日から令和6年3月31日（日）まで）
<https://www.eneos-re.com/news/>（令和6年4月1日（月）以降）
 * eneos と re の間はハイフンです。

■意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和6年4月15日（月）までに問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）

■住民説明会の開催を予定する日時及び場所

1. ベコレラ学会（八雲町上八雲296-1）
令和6年3月16日（土）13時より
2. 若松基幹集落センター（せたな町北檜山区若松513-1）
令和6年3月17日（日）13時より
3. 金原基幹集落センター（今金町鈴金197-7）
令和6年3月17日（日）18時より

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社※
 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
 ☎03(6455)4900（担当）關根 高木 安東
 ※令和6年4月1日をもって商号（社名）が「ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社」に変更となります。

広報やくも (令和6年2月号 No.221)

「環境影響評価法」に基づき、当該方法を縦覧します。

【事業者の情報】

- ・事業者の名称
ジャパン・リニューアブル
- ・エナジー株式会社
- ・代表者の氏名
代表取締役 中川 隆久
- ・事務所の所在地
東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

【事業の概要】

- ・種類
風力発電所設置事業(陸上)
- ・規模
発電設備出力…
103,200kw程度
基数…24基程度
- 【対象事業実施区域】
今金町、せたな町、八雲町
- 【関係地域】
今金町、せたな町、八雲町
- 【縦覧の場所・期間】
商工観光労政課
- ※土・日・祝日を除く開庁・開館時間のみ
- ・電子縦覧
<https://www.jrc.co.jp/news/>

・縦覧期間
3月1日(金)～4月1日(月)

【意見書の提出】
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所備え付けの意見書箱に投函頂くか、4月15日(月)までに左記まで郵送してください(当日消印有効)。

【問い合わせ先】
ジャパン・リニューアブル
・エナジー株式会社
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
☎03-6455-4900
(担当) 関根 高木 安東
※住民説明会は3月に開催予定です。詳細な情報については来月号にてお知らせ予定です。

(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

7 Yakumo Public Relations Vol.221

広報やくも (令和6年3月号 No.222)

スキー・スノーボードのあとは、温泉や今金町の特産品などを使った料理を食べてゆったりとすごせます。

【日中券(午前9時～午後4時)】
大人 4,000円
シニア・超シニア・中高生 2,800円
小学生 2,000円

【ナイター券(午後4時～午後9時)】
大人 2,500円
シニア・超シニア・中高生 1,750円
小学生 1,250円

※ほかにも回数、時間、シーズン券あり。

【営業期間】 12月23日～3月24日

【営業時間】
・日中営業のみ(土、日曜日)午前9時～午後4時
・ナイター営業のみ(火、木曜日)午後5時～9時

【定休日】 月、水、金曜日(3月20日(水)は日中営業)

※営業時間の日程はHPまたは下記お問い合わせ先まで。

【問い合わせ先】
クアプラザピリカ ☎0137-83-7111

「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書」にかける説明会を開催します

【日時】
3月16日(土) 午後1時～

【場所】
八雲町上八雲298-1
ペコラ学舎

【問い合わせ先】
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
☎03-6455-4900
(担当) 関根 高木 安東
※4月1日に社名がEZEBOSSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となります。
※縦覧のHPは先月号でお知らせのとおりでページが変わります。

せたな

北檜山区

冬期間は月1回の特別開催『ふれあい市場』

冬期間のふれあい市場は、特別開催として3月まで月1回の開催を予定しております。

【特別開催予定】

弥生場所 3月16日(土)

※いずれも午後2時～(無くなり次第終了)

【場所】 ふれあい市場(温泉ホテルきたひやま横)

【問い合わせ先】

せたな町役場まちづくり推進課 ☎0137-84-5111

広報やくも広告募集中

- ①たて 10.0cm×よこ 17.0cm
..... 月額 (町内業者) 20,950円
 - ②たて 5.0cm×よこ 17.0cm
..... 月額 (町内業者) 10,470円
 - ③たて 5.0cm×よこ 8.5cm
..... 月額 (町内業者) 5,230円
 - ④たて 5.0cm×よこ 2.0cm
..... 月額 (町内業者) 1,570円
- 詳しくは、政策推進課協働推進係まで

15 Yakumo Public Relations Vol.222

○インターネットによる「お知らせ」

(北海道のウェブサイト1)

The screenshot shows the website interface for the project. At the top, there is a navigation bar with a menu icon, a volume icon labeled '読み上げる' (Read aloud), and a 'Foreign Language' button. Below this is a header section with the Hokkaido logo and navigation options: '北海道トップ' (Hokkaido Top), 'カテゴリから探す' (Search by category), '組織から探す' (Search by organization), and '防災情報' (Disaster information). A search bar with 'Google 更新' and a '検索' (Search) button is also present.

The main content area has a breadcrumb trail: HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法96_ (仮称) 今金せたな風力発電事業. Below this is a blue banner with the title '法96_ (仮称) 今金せたな風力発電事業' and a snowflake icon. A navigation menu includes 'ページ内目次' (Table of contents), '事業の概要' (Project overview), '配慮書' (Consideration document), and '方法書' (Methodology).

The '事業の概要' (Project overview) section is expanded, showing details for:

- 事業者** (Operator): ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
- 事業の種類** (Type of project): 風力発電所
- 事業の規模** (Scale of project): 103,200kW程度
- 事業実施区域** (Project implementation area): 今金町、せたな町、八雲町
- 関係市町村** (Related municipalities): 今金町、せたな町、八雲町

On the right side, there are two sidebars:

- カテゴリ** (Category): Includes 'お知らせ' (Notice) and '環境影響評価' (Environmental impact assessment).
- 環境保全局環境政策課メニュー** (Environment Protection Bureau Environmental Policy Section Menu): Includes '注目情報' (Attention information), '入札情報等' (Bidding information, etc.) with sub-items '入札' (Bidding) and 'パブコム' (Public comment), '公募' (Public solicitation), 'トピックス' (Topics), '関連機関' (Related organizations), '関連リンク' (Related links), '政策一覧' (Policy list) with sub-items '行政情報' (Administrative information), '環境政策' (Environmental policy), '環境教育' (Environmental education), '協働・普及啓発' (Collaboration, dissemination and promotion), '環境影響評価' (Environmental impact assessment), '特定の開発行為' (Specific development activities), and '水道・飲用井戸' (Water supply, drinking water wells).

At the bottom of the main content area, the '配慮書' (Consideration document) section is visible.

(北海道のウェブサイト2)

今金町、せたな町、八雲町

配慮書

縦覧

公表日

令和5年(2023年)8月7日

縦覧期間

令和5年(2023年)8月8日～令和5年(2023年)9月7日

一般意見提出期限

令和5年(2023年)9月7日

縦覧場所

- 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- 今金町役場
- せたな町役場本庁
- せたな町役場瀬棚支所
- せたな町役場大成支所
- 八雲町役場

インターネットによる公表

事業者ウェブサイト(公開は終了しました)

説明会

場所	日時
今金町/金原基幹集落センター	令和5年(2023)年8月19日(土) 19:00～
せたな町/若松基幹集落センター	令和5年(2023)年8月20日(日) 19:00～

知事意見

令和5年(2023年)10月19日

[知事意見はこちら\(PDF 203KB\)](#)

(北海道のウェブサイト3)

[知事意見はこちら \(PDF 203KB\)](#)

方法書

縦覧

公表日

令和6年(2024年)3月1日

縦覧期間

令和6年(2024年)3月1日～令和6年(2024年)4月1日

一般意見提出期限

令和6年(2024年)4月15日

縦覧場所

- 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- 今金町役場
- せたな町役場本庁
- せたな町役場瀬棚支所
- せたな町役場大成支所
- 八雲町役場

インターネットによる公表

[事業者ウェブサイト](#)

説明会

場所	日時
八雲町/ペコレラ学舎	令和6年(2024年)3月16日(土) 13:00～
せたな町/若松基幹集落センター	令和6年(2024年)3月17日(日) 13:00～
今金町/金原基幹集落センター	令和6年(2024年)3月17日(日) 18:00～

知事意見

カテゴリ

[お知らせ >](#)[環境影響評価 >](#)

(当社のウェブサイト 1)



ニュース

2024年3月1日 [記事アジェンダ](#)

「(仮称)今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子版覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和6年2月29日付で経済産業大臣に届け出ました。
方法書について、下記のとおり経覧します。

[▼ 方法書の経覧について](#) |
 [▼ 住民説明会開催予定](#) |
 [▼ 意見書の提出について](#) |
 [▼ お問い合わせ先](#)

方法書の経覧について

公開場所

別称名	公開時期
北海道山越町山越町環境部環境生活課	
北海道厚岸町厚岸町環境部環境生活課	

(当社のウェブサイト2)

北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課	
今金町役場	
せたな町役場本庁	いずれも開庁・開館時間のみ
せたな町役場瀬棚支所	
せたな町役場大成支所	
八雲町役場	

縦覧期間

令和6年3月1日（金）～令和6年4月1日（月）
縦覧場所の休庁・休館日を除く

住民説明会開催予定

開催場所・日時

開催場所	日時
(1) ペコレラ学舎 (北海道二世部八雲町上八雲296-1)	令和6年3月16日（土）13時より
(2) 菅松基幹集落センター (北海道久遠郡せたな町北檜山区菅松513-1)	令和6年3月17日（日）13時より
(3) 金原基幹集落センター (北海道せたな郡今金町鈴金197-7)	令和6年3月17日（日）18時より

(当社のウェブサイト 3)

インターネットによる縦覧

方法書は令和6年4月1日（月）18:00まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer は対象外です。

※令和6年4月1日をもって商号（社名）がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となります。

方法書

表紙目次	 詳細はこちら
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 詳細はこちら
第2章 対象事業の目的及び内容	 詳細はこちら
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	 詳細はこちら
3.1 自然的状況	 詳細はこちら
3.2 社会的状況	 詳細はこちら
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	 詳細はこちら
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 詳細はこちら
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 詳細はこちら
第7章 その他環境省例で定める事項	 詳細はこちら
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在	 詳細はこちら
資料編	 詳細はこちら
要約書	 詳細はこちら

意見書の提出について

(当社のウェブサイト4)

要約書

 [詳細はこちら](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和6年4月15日（月）まで）
- (2) 下記の宛先に郵送（令和6年4月15日（月）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 事業開発本部 開発第2部 開発第5チーム 宛

意見書用紙

 [詳細はこちら](#)

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 事業開発本部 開発第2部 開発第5チーム
 担当 関根（せさね）・高木（たかぎ）・安東（あんどう）
 電話 03-6455-4900（代表）
 （土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで）

[ニュース一覧へ戻る](#) 

<p>企業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業理念 トップメッセージ 会社概要 	<p>再生可能エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> 特長・選ばれる理由 持続的成長のために 発電所一覧 	<p>地域とともに</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト紹介 イベント JREの地域貢献 	<p>サステナビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> トップコミットメント マテリアリティ（重要課題） 事業を通じたSDGsへの貢献 	<p>採用情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 新卒採用
----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

(配布チラシ今金1)



2024年3月
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

(仮称)今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書に関する説明会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社は、ENEOSグループの再生可能エネルギー発電事業者として、今金町・せたな町の境界周辺で風力発電事業を検討しております。本事業では国が定める許認可である環境影響評価法に基づき皆様の住環境や生態系への影響の調査および予測・評価を行ってまいります。

このたび、事業による影響および回避・低減策のもととなる環境調査の方法をまとめた環境影響評価方法書を作成し、今金町役場にて3月1日～4月1日の期間で縦覧を実施いたします。

それに伴い、環境影響評価方法書の内容について地域の皆様にご説明させていただきたく、下記日時で説明会を開催いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、地域の皆様のご参加をお待ちしております。

なお、次回は2025年春頃に調査結果をもとに予測・評価を行った内容をまとめた環境影響評価準備書に関する説明会を予定しておりますが、それに限らず事業検討の進捗や皆様のご要望に応じてお知らせしながら進めてまいります。

敬具

記

日 時：3月17日(日)18時00分～

説明45分程度+質疑応答で最大2時間程度を想定

会 場：金原基幹集落センター

概 要：1.事業計画概要のご説明

2.環境影響評価方法書のご説明

－ 調査項目・調査方法・調査スケジュールなど

3.質疑応答



(配布チラシ今金2)

問合せ：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 東京都港区六本木6丁目2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
 事業開発本部 開発第2部 關根・高木・安東
 tel: 03-6455-4900(代表)

以上

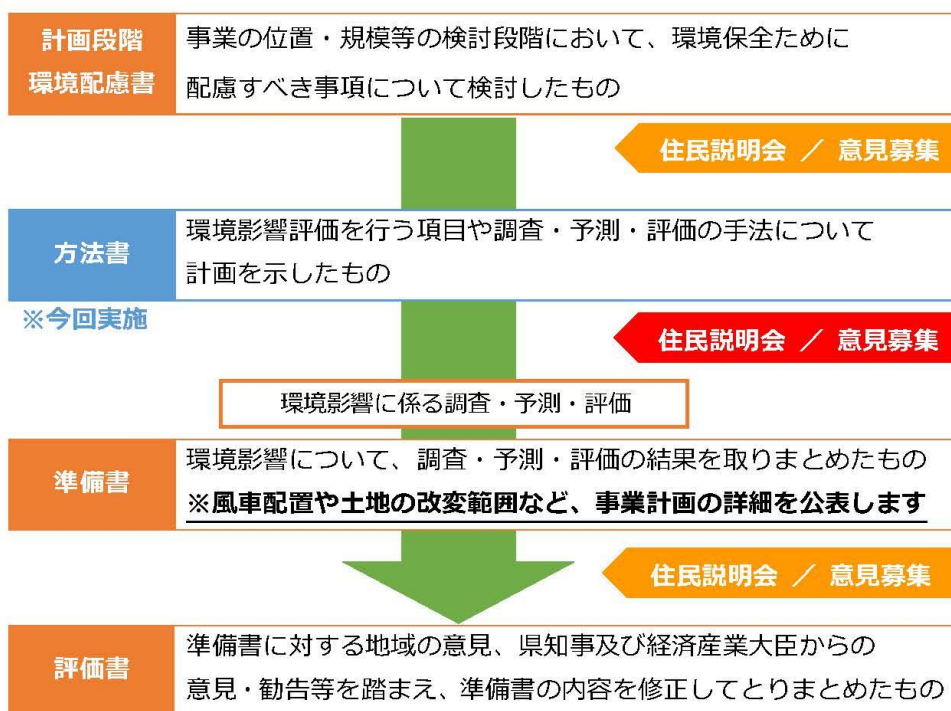
(参考)

■ 環境影響評価とは

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民の皆様、地方公共団体などからご意見を頂き、それらを踏まえて、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

住民の皆様や水・動植物など周辺環境への影響有無を評価し
影響があると考えられる場合は、回避・低減策を施します。

■ 環境影響評価の手続の流れ



(配布チラシせたな 1)



2024年3月
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

(仮称)今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書に関する説明会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社は、ENEOSグループの再生可能エネルギー発電事業者として、今金町・せたな町の境界周辺で風力発電事業を検討しております。本事業では国が定める許認可である環境影響評価法に基づき皆様の住環境や生態系への影響の調査および予測・評価を行ってまいります。

このたび、事業による影響および回避・低減策のもととなる環境調査の方法をまとめた環境影響評価方法書を作成し、せたな町役場本庁、瀬棚支所、大成支所にて3月1日～4月1日の期間で縦覧を実施いたします。

それに伴い、環境影響評価方法書の内容について地域の皆様にご説明させていただきたく、下記日時で説明会を開催いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、地域の皆様のご参加をお待ちしております。

なお、次回は2025年春頃に調査結果をもとに予測・評価を行った内容をまとめた環境影響評価準備書に関する説明会を予定しておりますが、それに限らず事業検討の進捗や皆様のご要望に応じてお知らせしながら進めてまいります。

敬具

記

日 時：3月17日(日)13時00分～

説明45分程度+質疑応答で最大2時間程度を想定

会 場：若松基幹集落センター

概 要：1.事業計画概要のご説明

2.環境影響評価方法書のご説明

－ 調査項目・調査方法・調査スケジュールなど

3.質疑応答



(配布チラシせたな 2)

問合せ：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 東京都港区六本木6丁目2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
 事業開発本部 開発第2部 關根・高木・安東
 tel: 03-6455-4900(代表)

以上

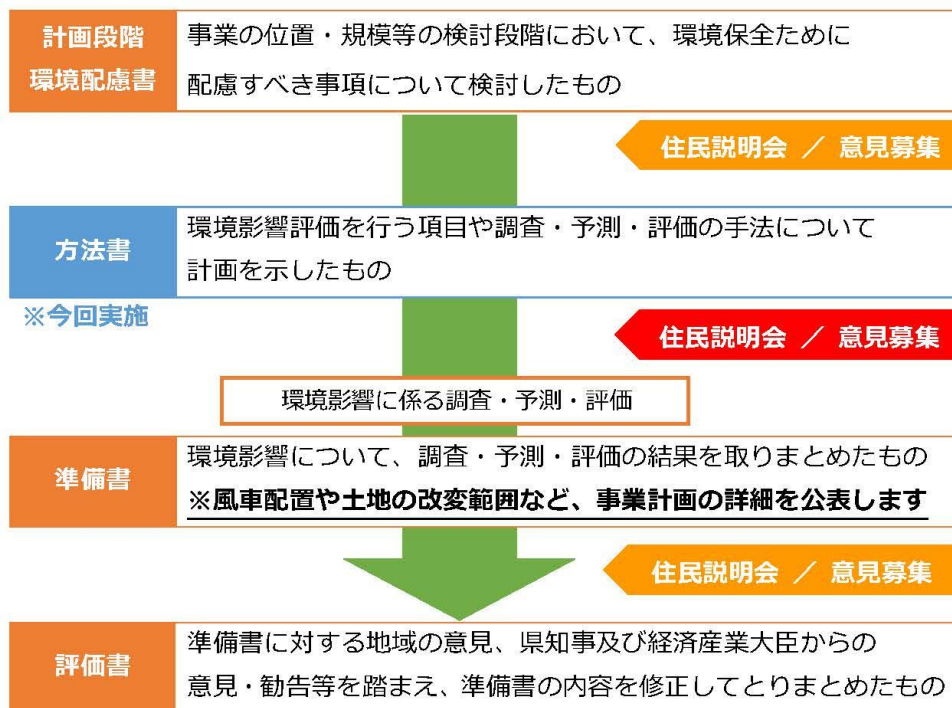
(参考)

■ 環境影響評価とは

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民の皆様、地方公共団体などからご意見を頂き、それらを踏まえて、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

**住民の皆様や水・動植物など周辺環境への影響有無を評価し
 影響があると考えられる場合は、回避・低減策を施します。**

■ 環境影響評価の手続の流れ



(配布チラシ八雲1)



2024年3月
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

(仮称)今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書に関する説明会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社は、ENEOSグループの再生可能エネルギー発電事業者として、今金町・せたな町の境界周辺で風力発電事業を検討しております。本事業では国が定める許認可である環境影響評価法に基づき皆様の住環境や生態系への影響の調査および予測・評価を行ってまいります。

このたび、事業による影響および回避・低減策のもととなる環境調査の方法をまとめた環境影響評価方法書を作成し、八雲町役場にて3月1日～4月1日の期間で縦覧を実施いたします。

それに伴い、環境影響評価方法書の内容について地域の皆様にご説明させていただきたく、下記日時で説明会を開催いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、地域の皆様のご参加をお待ちしております。

なお、次回は2025年春頃に調査結果をもとに予測・評価を行った内容をまとめた環境影響評価準備書に関する説明会を予定しておりますが、それに限らず事業検討の進捗や皆様のご要望に応じてお知らせしながら進めてまいります。

敬具

記

日 時：3月16日(土)13時00分～

説明45分程度+質疑応答で最大2時間程度を想定

会 場：ペコレラ学舎

概 要：1.事業計画概要のご説明

2.環境影響評価方法書のご説明

－ 調査項目・調査方法・調査スケジュールなど

3.質疑応答



(配布チラシ八雲 2)

問合せ：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 東京都港区六本木6丁目2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
 事業開発本部 開発第2部 關根・高木・安東
 tel: 03-6455-4900(代表)

以上

(参考)

■ 環境影響評価とは

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民の皆様、地方公共団体などからご意見を頂き、それらを踏まえて、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

住民の皆様や水・動植物など周辺環境への影響有無を評価し
影響があると考えられる場合は、回避・低減策を施します。

■ 環境影響評価の手続の流れ

